

うみがめ等採捕承認事務取扱要領

令和5年12月12日
三重海区漁業調整委員会

1 承認の申請

うみがめ等の採捕の承認（以下「採捕の承認」という。）を受けようとする者は、うみがめ等採捕承認申請書（第1号様式）を、次に掲げる書類を添えて三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書（第1の1号様式）
- (2) 事業計画書（第1の2号様式）
- (3) 用船を使用する場合は船舶使用承諾書（第1の3号様式）
- (4) 漁業権漁場内において採捕する場合は漁業権者の同意書（第1の4号様式）
- (5) その他委員会が必要と認める書類

2 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をした場合、うみがめ等採捕承認証（以下「承認証」という。）（第2号様式）を申請者に交付する。

3 承認証の書換交付

採捕の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにうみがめ等採捕承認証書換交付申請書（第3号様式）に、1(2)～(5)の書類及び承認証を添えて委員会に提出すること。

4 承認証の再交付

採捕の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにうみがめ等採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

5 承認証の返納

採捕の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに承認証を委員会に返納しなければならない。

なお、返納時に承認証を亡失していた場合は、うみがめ等採捕承認証亡失届（第5号様式）を委員会に提出すること。

6 採捕報告書の提出

委員会指示の5に規定するうみがめ等採捕報告書の様式は第6号様式のとおりとする。

7 うみがめ等の緊急的な保護措置

緊急的な保護措置（卵の移動を含む。）は専門の知識を有する者（原則として三重県内の水族館、大学及びその研究サークル、公的研究機関、公的保護施設に属する者をいう。以下「専門家」という。）が必要と判断した場合に限り実施するものとし、次の事項を遵守すること。

- (1) 緊急的な保護に伴う作業については、専門家又は行政機関が実施すること。ただし、専門家や行政機関の担当者が現地に赴けない場合は、専門家からの依頼及び指導を受けた者が、保護可能な施設への移動を行うことができる。この場合は、移動の作業をする者は(2)の申請を行う時に、採捕従事者として記述すること。
- (2) 緊急的な保護を実施した者は、速やかに1の採捕の承認申請を行うとともに、6の採捕報告書を提出すること。

8 うみがめ等の遺がいの処理

遺がいを処理しようとする者は、専門家又は行政機関の立ち会いあるいは指導のもとに、埋却又は焼却する等適切に処理すること。この場合は、処理結果について速やかにうみがめ等遺がい処理報告書（第7号様式）により委員会に報告すること。

なお、教育・展示用に遺がいを再利用して標本・剥製を製作する場合は、事前に書面（様式自由）で委員会に届け出て、その指示に従うこと。

9 有効期間

この取扱要領の有効期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までとする。